

(以下は、名古屋高等裁判所平成23年(ネ)第1005号事件の原審(名古屋地方裁判所平成23年(ワ)第3572号合併無効請求事件)判決の全文である。)

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告と消滅会社A株式会社との間において平成23年4月1日にされた合併は、これを無効とする。

第2 事案の概要

本件は、株式会社B(以下「破産会社」という。)の破産管財人である原告が、原告(破産会社)は被告に対して債権を有しており、被告がA株式会社(以下「訴外会社」という。)との間でした吸収合併には無効原因があると主張して、被告のした吸収合併を無効とする判決を求めている事案である。

1 前提事実(一件記録によれば、次の各事実が認められる。)

- (1) 破産会社について平成22年9月8日午後5時に破産手続開始決定がされ、原告が破産管財人に選任された(甲1)。
- (2) 原告は、平成22年12月27日、東京地方裁判所に対し、被告(当時の商号は株式会社C)らを被告として、否認権の行使による価額の償還等を求める訴えを提起した(甲2, 4の1, 4の2)。
- (3) 被告は、訴外会社を吸収合併することとし、各債権者に対して債権者異議申述の催告書(平成23年2月24日付け)を送付した。これに対し、原告は、同年3月14日、被告に対し、被告による吸収合併について異議を申し述べるとの内容証明郵便を送付した(甲5, 6の1, 6の2)。
- (4) 訴外会社は、平成23年4月1日、被告に合併して解散した(甲3)。

2 争点及び原告の主張

争点一原告は破産会社の債務者のした吸収合併について合併無効の訴えを提起することができるか（原告適格の有無）

（原告の主張）

(1) 被告のした吸収合併によって被告の財産が悪化することになると，原告（破産会社）の被告に対する債権の回収に支障が生ずることになるから，合併無効が認められるかどうかということは破産財団に影響を及ぼす。

そもそも，吸収合併した存続会社の債権者に合併無効の訴えの当事者適格が認められているのは，債権の回収の実効性を確保するためであり，債権者の破産管財人に当事者適格を認めるべきである。

現に，被告は会社法799条5項本文に定める措置を行っておらず，被告に対して請求している債権（合計約2億円）の回収が困難になる可能性があるため，その回収を行う一環として本件訴えを提起した。

以上より，本件訴えは破産法80条の「破産財団に関する訴え」に該当し，原告にその当事者適格が認められる。

(2) 破産法78条1項によって破産財団に属する債権の管理処分権が破産管財人に移転することから，会社法828条2項7号の「債権者」としての地位も破産管財人に認められる。管理処分権には，債権者として合併無効の訴えを提起する権限も含まれる。

(3) 会社法799条5項本文によって債権の弁済等を求め，これを受ける権限は破産管財人にあり，合併無効の訴えについても破産管財人が提起することができると考えないと，会社法の条文相互間の整合性がとれない。

債権者の破産管財人が合併無効の訴えを提起することができないというのは，法制度上も実務的にも不自然・不合理である。

第3 当裁判所の判断（争点に対する判断）

1 本件訴訟では口頭弁論を経ていないものの，争点について原告に意見を求め

たところ、第2の2に記載したような主張がされた。そこで、以下、原告による各主張を中心に検討することとする（なお、破産会社の被告に対する債権の有無については別件訴訟で争われているようであるが、以下では、破産会社が被告に対して債権を有していると仮定して検討することとする。）。

(1) まず、原告は、破産財団に属する債権の「債権者」としての地位も破産管財人に認められると主張している。

確かに、破産管財人には破産財団に属する財産についての管理処分権がある（破産法78条1項）ものの、このことと、破産財団に属する権利について権利者としての地位を有するということとは、法律的には全く別の問題である。そして、破産法の議論として、ある者に破産手続開始決定がされたとしても、破産者の債権等の財産の権利者は破産者のままであり、破産管財人がその権利者になったり、その権利者としての地位を取得したりするわけではないことは異論のないところと考えられる（例えば、破産財団に不動産が属しているとしても、破産管財人はその所有権者としての地位を取得することはなく、破産法80条はそのことを当然の前提としているものと解される。）。

この点について原告は、民事訴訟法的にみて、本件訴えを提起しているのは、破産財団に属する債権の回収のための給付の訴え等を提起するのと同じであると説明しているが、破産管財人が給付の訴えを提起する際には、自らが債権者の地位を有しているとして訴えを提起しているわけではなく、法定訴訟担当者として訴えを提起していると解されており、これと同じなのであれば、本件の原告（破産管財人）は債権者の地位に基づき訴えを提起しているわけではないということになる。

以上のことを踏まえると、「債権者」としての地位が原告に認められることを根拠として原告に当事者適格を認めることはできない。

(2) 原告の上記主張はひとまず措くとして、原告は債権者として合併無効の

訴えを提起する権限が債権者の破産管財人の管理処分権に含まれるとも主張していることから、これについても検討しておく。

ア 確かに、原告は、管理処分権に基づいて、破産会社の債権について給付を求める訴えを提起することができるところである（この場合に破産管財人が原告になることは破産法80条に規定されているとおりでである。）。

イ しかし、原告は、本件訴えにおいて、債権を有している者が行使することができる権限を行使しているにすぎないのであり、このような権限が破産財団に属する財産の管理処分権に含まれるのかは、破産管財人に管理処分権が付与された趣旨にさかのぼって検討する必要がある。

すなわち、破産管財人の管理処分権は、破産管財人が破産財団に属する財産を換価し、配当等の原資を確保する立場にあることにかんがみ認められたものと解されるから、これに含まれるかどうかは、破産財団の増殖にどれだけ資するものかどうか等を考慮の上で決すべきと解される。

(ア) このような観点から検討すると、仮に本件訴えが認容されて合併が無効とされたとしても、破産会社の被告に対する権利の帰属先は被告のままであり、その点について何ら変動はなく、合併が無効とされれば、被告に債権等の財産が新たに帰属することになるというわけでもない。

むしろ、訴外会社の権利を被告が承継しなかったことになるから、被告の財産が増えるどころか、減ることになり、破産会社はその財産から債権の回収をすることはできなくなるので、そのような意味では破産財団の増殖につながらないともいえる（なお、子会社の全株式を有している親会社について破産手続開始決定がされた場合に、その破産管財人は、株式の管理処分権に基づき、その子会社を解散させて、清算により残余財産の分配を受けることも可能との指摘もされているが、仮にこれが可能だとしても、これは破産管財人の行為が破産財団の増殖に直結するという意味で、本件とは破産財団に与える影響（の度合）が大きく異なる

から、同じように考えることはできない。)

(イ) また、原告は、吸収合併によって被告の財産が悪化することになると、被告に対する債権の回収に支障が生ずることになると主張している。

確かに、合併が無効とされれば、被告の負債が減り、これによって今後の被告の財産の流出が防止されるという意味では、破産財団に属する債権の回収可能性が増すことはあるかもしれないが、常にそうなるという確証はなく（むしろ、合併の効力を維持した方が債権の回収可能性は高まるのが通常ではなかろうか。）、これはあくまでも抽象的な可能性（一種の期待）にとどまるものであるし、仮に最終的にそのような結果になるとしても、それはあくまでも事実上の反射的效果にすぎず、破産財団の増殖との関係でみると、あまりに間接的なものであると評価せざるを得ない（以上のような意味で、破産管財人が債権回収のために、破産者の債権を被保全債権とする仮差押えの申立てをして、債務者の資産を直接的に保全するのとは異なる。))。

(ウ) なお、原告は、被告が原告に対して弁済等をしなかったことを指摘しているが、合併が無効とされたとしても、これをしたのと同じ状態が作出されるわけではないから、破産財団が増殖することになるわけではない。

(エ) 以上のことを総合すると、被告による合併が無効とされたとしても破産財団が増殖するわけではないし、そのほかに破産財団にとって事実上にとどまらない直接的な影響があることをうかがわせる事情は見当たらない。

ウ 以上より、破産管財人の管理処分権を根拠として原告に当事者適格を認めることはできない。

(3) 次に、原告は、会社法799条5項による債権の弁済等を受ける権限は破産管財人にあり、合併無効の訴えについても破産管財人が提起することが

できると考えないと、会社法の条文相互間の整合性がとれないと主張している。

しかし、上記(1)で判示したとおり、破産管財人は破産者の有する債権の権利者になるわけではないから、会社法799条5項の「債権者」には当たらず、破産管財人が同項の弁済等を受けることができるのは、その権限が債権そのものの現実化（具体化）という意味で債権の管理処分権に属するからであると考えられる。そうすると、債権者の破産管財人が弁済等を受けるということは会社法799条5項の規定の解釈から導かれるものではなく、破産法78条1項の規定の解釈によって導かれるものであると解される。

そうすると、会社法799条5項との整合性という視点で合併無効の訴えの原告適格を考えることはできず、結局、破産法の解釈問題として検討すべきことになる（なお、原告の主張を前提にすると、破産手続開始決定前に被告によって吸収合併がされていた場合には、破産会社の代表者が異議を申述し、弁済等を受ける立場に立つことになるから、破産手続開始決定後も、破産会社の代表者が合併無効の訴えを提起し、追行すべきことになるのであろうか。）。

(4) さらに、原告は、債権者の破産管財人が合併無効の訴えを提起することができないというのは法制度上も実務的にも不自然・不合理であると主張している。

ア そこで、この点について検討すると、合併無効の訴えは形成訴訟の一種であり、これを誰が提起することができるかは、法律の規定によって定まることである。このような観点からみると、会社法828条2項7号には原告適格を有する者について「債権者」と規定しており、本件ではこれに当たるのが破産会社そのものであることは明らかである（これは会社法799条5項の「債権者」の解釈と整合的である。）。

そして、債権者について破産手続開始決定がされた場合に、具体的に誰

が訴えを提起し、追行するかは、会社法の解釈としてではなく、破産法上、そのような権限が破産管財人の権限に含まれるかどうかによって決せられることになる。

すなわち、破産手続開始決定を受けた者が既に訴えを提起していた場合には、破産法44条1項の「破産財団に関する訴訟手続」に当たればその手続が中断し、破産債権に関しないものは破産管財人が受継することができることとされ、破産手続開始決定後に破産管財人が訴えを提起する場合には、「破産財団に関する訴え」（破産法80条）に当たるものであることが必要とされている。

そして、破産法44条1項及び80条の「破産財団に関する訴え（訴訟）」について破産管財人に追行権限が認められているのは、破産管財人の管理処分権を実効あらしめるためであると考えられるから、これらに当たるかどうかは、上述した破産管財人の管理処分権に含まれるかどうかという問題と同様の視点で検討されることになるものと解され、上記(2)で判示したこと、特に、合併が無効とされたとしても、破産財団に与える影響が抽象的で、事実上・間接的なものにとどまること等を踏まえると、本件訴えは破産法44条1項及び80条の「破産財団に関する訴え（訴訟）」には当たらないというしかない（なお、議論の場面は異なるが、原告が当初引用していた松下淳一教授の論文は、会社組織法上の訴えであっても「管財人の管理処分権の及んでいる財産の帰属に直接に影響する」ような場合には破産管財人に当事者適格を認めるべきと指摘しているところ、ここで「直接」性を要件としているのは、当事者適格が訴訟手続の中断や訴えを提起するかどうかと関わる民事訴訟手続の根幹をなす問題であることを踏まえて、明確な基準を設定する必要があることを踏まえたものと考えられ、その限度で、本件訴えの当事者適格者を考えるに当たって参考になると思われる。）。

イ この点についてさらに検討すると、確かに、破産手続進行中に債務者が合併する場合に、債権者保護手続（会社法799条）が行われるかどうかについて最も利害を有しているのは債権者の破産管財人であると考えられるし、債権者について破産手続開始決定がされた場合には、その破産管財人に合併無効の訴えを提起させるのが現実的であり、実効的でもあるようにも思われる。

しかし、吸収合併がされたとしても、債権者が害されない場合もあるのであり（会社法799条5項ただし書参照）、吸収合併が典型的に債権者を害するものであるとはいえないところ、上記のようなおそれがあるからというだけで債権者の破産管財人に吸収合併全般について無効の訴えを提起させると、債権者が害されない場合にまで破産管財人に当事者適格が認められることになってしまい、趣旨が一貫しない。

かといって、債権者が害されるおそれがあるかどうかによって債権者の破産管財人に原告適格を認めるかどうかを決するという考え方を採用すると、破産手続開始決定後もしばらく審理を続行しなければ訴訟手続が中断するかどうか（破産管財人が受継することができるかどうか）が決まらないことになるし、債権者を害するかどうかの判断が審級ごとに異なった場合には訴訟手続が事後的に無効とされるなど著しく法的安定性を害することになるなどという裁判実務上の解決困難な問題を生ずることから、上記考え方も採用することはできない。

それだけでなく、もし債権者の破産管財人に当事者適格を認めるとすれば、善管注意義務（破産法85条）の内容として、債務者が吸収合併をした場合には、債権の回収可能性に影響を及ぼすおそれがある以上、合併無効の訴えを提起すべき（少なくとも、提起するかどうかを十分に検討すべき）ということになるが、上述のとおり、合併が債権の回収可能性に与える影響は抽象的で、事実上かつ間接的なものであるにもかかわらず、破産

管財人にそのような義務を認め、場合によってはその義務の懈怠責任を追究されるおそれを生じさせることの当否についても、議論の余地があると考えられる。

ウ さらに、合併無効の訴えの法的性質を考慮しても、債権者の破産管財人に当事者適格を認めるという結論にはならないと考えられる。

すなわち、合併に関する法的性質については人格合一説が通説（又は多数説）であるところ、合併無効の訴えは、このような単なる財産的な行為にとどまらない会社組織の基礎に本質的変更をもたらす行為である合併の効力を争う訴えであると解される。そして、合併が無効とされた場合には、合併契約の当事者だけでなく、それ以外の者に対しても様々な効果が生じ、多数の利害関係者に影響を及ぼすことになるが、吸収合併した会社の債権者そのものではなく、単に債権の管理処分権を有しているにすぎない債権者の破産管財人が、その債権の回収可能性を高めるという事実上かつ間接的な効果の発生を狙って、上記のような重大な効果を発生させることができると考えることは、会社訴訟のあり方として合理性・正当性を欠くように考えられる。

少なくとも、吸収合併した会社の債権者の破産管財人は、破産会社の債権者（吸収合併した会社からみると、債権者の債権者）の利益代表者としての性質を有しているところ、吸収合併した会社の債権者の債権者には当事者適格が認められていないにもかかわらず、債権者の破産管財人に当事者適格を認めなければならない必然性は認められない。

エ なお、原告は、最終的に、伝統的にされてきた「会社組織法上の訴えについて基本的には破産管財人に当事者適格は認められない」という議論の射程は、本件訴えには及んでいないと主張するに至った。

しかし、合併無効の訴えは吸収合併後存続する会社の債権者が提起する場合も含めて会社組織法上の訴えであることは明らかであるし（会社法 8

28条2項7号も「会社の組織に関する訴え」と題する節に規定されている。834条柱書も参照），上述のとおり，本件訴えも合併契約の当事者以外の者が会社組織に関する行為の効力を否定するための訴えであるから，破産会社が有している会社組織法上の権限行使の場面であるといえ，本件のような場合だけを殊更に上記議論の対象から除外すべき合理的理由があるのかについては議論の余地がある（上記議論が本件にも妥当する場合には，会社法828条2項7号に「吸収合併後存続する会社の……破産管財人」が含まれていることに留意する必要がある。すなわち，原告適格者として当該会社の（代表）取締役に加えて，破産管財人が規定されているのは，破産管財人は会社組織法上の行為について権限を有しないということが前提とされていると解さざるを得ないのである。）。

また，上記議論も一切破産管財人の当事者適格を認めるべきでないというようなものではなく，例えば，大審院大正3年（オ）第275号同4年2月16日判決・民録21輯145頁のように，「勝訴の結果が直ちに破産財団を増減し，これに異動を生ずるような影響を及ぼす」かどうかを検討の上で破産管財人の当事者適格を否定しているものもあり，そのような意味で本件について考えるに当たり，上記議論も参考になると思われる。ただ，この議論を参考にしたとしても，本件訴えが破産財団に与える影響は抽象的で，事実上・間接的なものであることは上述のとおりであり，債権者の破産管財人に当事者適格を認めることができないという結論に変わりはないといわざるを得ない。

オ 加えて，債権者の破産管財人の手続保障という視点で考えると，確かに，上述のとおり，債権者の破産管財人も吸収合併に無関心ではいられないという事情が認められるものの，債権者そのものの地位を有しているわけではなく，あくまでもその債権の管理処分権を有しているにすぎず，しかも，上述のとおり，吸収合併が破産財団に与える影響は抽象的で，事実上かつ

間接的なものにとどまっている。そのような意味では、手続保障を認めるべき必要性が特別高いということとはできない。

そうすると、当事者適格を認めるという形で手続保障を認めるまでの必要があるとはいえず、合併無効の訴えが提起された場合に、その訴えに（共同訴訟的）補助参加（民事訴訟法42条）をさせるという形で、手続保障を認めれば足りると考えられる。

(5) そのほか、原告の主張を子細に検討しても、本件訴えが「破産財団に関する訴え」に当たることを基礎付ける事情は見当たらない（原告は破産裁判所の許可があることを強調しているが、その許可が、本来破産管財人が提起することができないものについて、訴えの提起を認めるものでないことは明らかである。）。

2 以上より、原告に本件訴えの当事者適格（原告適格）を認めることはできない（その論理的帰結として破産会社の代表者に原告適格が認められることとなるが、破産手続開始決定後も代表者が一定の権限を有することについて、最高裁平成12年（受）第56号同16年6月10日第一小法廷判決・民集58巻5号1178頁及び最高裁平成20年（受）第951号同21年4月17日第二小法廷判決・裁判集民事230号395頁等参照）。

第4 結論

以上によれば、原告による本件訴えは却下を免れず、この点については補正をすることができないことが明らかであるから、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。